

知北平和公園組合キャッシュレス決済導入等業務仕様書

1. 本業務の目的

知北平和公園組合（以下「組合」という。）の火葬場（知北斎場）及び組合管理の窓口で取り扱いのある料金について、利用者の利便性を向上し、業務の効率化及び経費の削減を目的として、キャッシュレス決済を導入するものである。

2. 業務期間

(1) キャッシュレス決済導入業務

契約締結日 から 令和7年（2024年）3月31日まで

(2) キャッシュレス決済運用業務

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで
ただし、年度単位で契約等を行う。

3. 発注者及び受注者の名称

本業務を発注する知北平和公園組合を「発注者」という。
本業務を受注する会社等を「受注者」という。

4. 納入場所（キャッシュレス決済運用場所）

(1) 施設等の名称：知北平和公園組合 組合管理事務所

住 所：愛知県大府市桜木町五丁目118番地

キャッシュレス端末設置台数：1台

(2) 施設等の名称：知北平和公園組合 火葬場（知北斎場） 事務室受付

住 所：愛知県大府市桜木町五丁目113番地

キャッシュレス端末設置台数：1台

(3) 施設等の名称：知北平和公園組合 火葬場（知北斎場） 動物火葬受付

住 所：愛知県大府市桜木町五丁目113番地

キャッシュレス端末設置台数：1台

5. 施設運用状況

(1) 知北平和公園組合 組合管理事務所

開庁時間：午前8時30分 から 午後5時15分 まで

閉庁日：元日

(2) 知北平和公園組合 火葬場（知北斎場）

開場時間：午前9時 から 午後5時 まで

閉場日：友引日

6. 設置作業日時等

- (1) 知北平和公園組合 組合管理事務所
開庁時間のうち、発注者と協議し決定する。
- (2) 知北平和公園組合 火葬場（知北斎場）
令和7年2月1日から令和7年3月31日までの期間のうち、発注者と協議し決定する。

7. キャッシュレス決済運用開始日

- (1) 知北平和公園組合 組合管理事務所
令和7年4月1日
- (2) 知北平和公園組合 火葬場（知北斎場）
令和7年4月22日

8. 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) キャッシュレス決済導入業務
 - ア キャッシュレス決済導入のための現地調査
 - イ キャッシュレス決済端末、レシートプリンター、キャッシュドロア、その他ネットワークを構築する機器（LAN線、HUB、ルーター）等の設置工事
 - ウ 端末の導入サポート
 - エ 端末の操作研修の実施
 - オ 運用業務に必要なマニュアルの提供
- (2) キャッシュレス決済運用業務
 - ア キャッシュレス決済等を行った対象の品目（別表1のとおり）に係る、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の業務
 - イ 運用、保守、操作サポートの実施
- (3) その他、本業務に必要なとなる業務

9. キャッシュレス決済端末等の仕様等

導入するキャッシュレス決済端末等の仕様については、以下のとおりとする、ただし、同等以上の機能を有しているものについても可とする。

品目	仕様	数量
1. キャッシュレス決済端末	1. クレジットカード、電子マネー、二次元バーコード決済に対応していること。 2. ディスプレイの大きさは7インチ以下のタッチスクリーンであり、タッチ決済リーダー、接触ICリーダー、デュアルヘッド磁気リーダーが1つの端末に搭載されていること。 3. PIN入力、電子サインに対応しており、二次元バーコード読み取り用のカメラが搭載されていること。 4. カウンター上（最大値：W300mm×D500mm）に設置できるサイズ、数量であること。	3台

	<p>5. ディスプレイに点数、金額を表示できること。</p> <p>6. 納入場所のインターネット回線（光回線ベストエフォート 300Mbps、プロバイダ：知多メディアネットワーク）と接続し、インターネットとキャッシュレス決済端末のネットワーク通信が正常運用できること。なお、接続方法は、有線・無線 LAN いずれも可能とする。</p>	
2. POSレジ機能 （アプリケーション）	<p>1. キャッシュレス決済端末と一体となっていること。</p> <p>2. 売上の登録（レジ打ち）が可能で、現金・キャッシュレス決済共に一度で完結できること（金額の2度打ちが不要であること）。</p> <p>3. 品目毎の金額設定及びボタン設定ができること。</p> <p>4. 日締めとして、キャッシュレス決済端末機単体ごとの売上情報（品目、決裁種、決済方法、決裁ブランド、件数、金額）の集計ができること。</p> <p>5. インターネット上のクラウド環境で提供する売上等を管理する機能、データをダウンロード機能等のサービスを提供すること。</p> <p>6. 上記4.において、各キャッシュレス決済端末の売上情報を集計したデータを別表2の様式を標準とした CSV ファイル等で出力ができること。</p> <p>7. 別表1に規定する品目の登録が可能であること。また、発注者が任意で品目を追加することができること。</p> <p>8. LAN 通信機能等を搭載し、レジ全体を集計するためのネットワークを構築できるもの。</p>	3台
3. レシートプリンター	<p>1. レシートに次の内容が記載できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火葬等業務託者名（任意設定）」（知北斎場設置端末） ・「知北平和公園組合出納員」（組合管理事務所設置端末） ・「明細書」 ・レジ番号 ・適格請求書発行事業者番号（品目の会計コードごと） ・日付 ・時刻（24時間表記） ・品目 ・合計 ・預かり金 ・お釣り ・内消費税額等 <p>2. レシートとは別に領収書が発行できること。領収書に次の内</p>	3台

	<p>容が記載できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あて名（様書き空欄下線部あり） ・領収した旨の文言 ・金額 ・レジ番号 ・適格請求書発行事業者番号 ・日付 ・ただし書き ・内消費税額等 ・領収印欄（「印」でも可） <p>3. インボイス制度に対応した表記とすること。</p> <p>4. 利用者用及び組合用（送付が必要な場合はクレジット会社用）の2枚を出せること。</p>	
4. キャッシュドロー	<p>1. 省スペースで設置できるもの（W450mm×D400mm×H200mm程度）</p> <p>2. 硬貨6種、紙幣4種が収納可能なもの</p>	3台
5. その他	<p>1. 上記以外で業務に必要な機器等（LAN線（10m未満に限る）、HUB、ルーター等）</p> <p>2. ルーターを設置する場合は、納入場所に設置されているインターネット回線及び本業務で設置する機器と接続し、安定的に稼働できるよう設定を行うこと。</p> <p>3. ハードウェア関係の仕様及び台数については、複合機器でまかなうことができる場合は、本表の限りでない。</p> <p>4. ソフトウェアライセンス等</p>	1式

10. 導入作業の仕様

(1) 現地調査

① 知北斎場

原則、土日祝日を除き、発注者と調整した日時で行うこと。なお、知北斎場にインターネット環境が整備されるのは、令和7年2月末日の予定である。

② 組合管理事務所

原則、土日祝日を除き、発注者と調整した日時で行うこと。

(2) 導入サポート

POS レジ機能（アプリケーション）に品目登録作業等を行うこと。

(3) 操作研修の実施

- ① 実機又は実機同等品 1 台以上による操作研修を 1 回以上行うこと。
- ② 操作研修受講者は、組合職員及び火葬等業務受託者の計 10 名とする。
- ③ 実施場所は、組合管理事務所にて行うこと。

(4) その他

キャッシュレス決済が利用可能であることを施設利用者に案内するために、キャッシュレス決済対応ブランドのロゴ等が表示された掲示物等を提供すること。

1 1. キャッシュレス決済及び決済ブランド手数料

- (1) キャッシュレス決済種別は、クレジットード、電子マネー、二次元バーコード決済に対応し、一括で決済代行を行えること。
- (2) キャッシュレス決済ブランドは、各決済種別について、下表の指定決済ブランドのうち 2 つ以上に対応していること。
- (3) 業務期間内に、下表の指定決済ブランド以外に対応できないことで著しく利用者の利便性が損なわれる決済ブランドが発生した場合は、発注者と受注者の協議のうえ対応を決定する。

決済種別	指定決済ブランド
クレジットカード	VISA、MasterCard、JCB、アメリカンエクスプレス
電子マネー	交通系電子マネー、iD、Edy、WAON、nanaco
二次元バーコード決済	PayPay、楽天ペイ、d 払い、auPay、ファミペイ

- (4) キャッシュレス決済の対象品目は別表 1 による。
- (5) キャッシュレス決済後の決済の取り消しが可能であること。ただし、発注者と受注者が協議のうえ承諾した場合はこの限りでない。

1 2. 指定納付受託者の業務

- (1) 受注者は、キャッシュレス決済により決済した料金を、各月末日を締日とし、翌月末日（土日祝日の場合はその前日）までに、発注者が指定する口座に納付すること。なお、振込手数料は受注者の負担とする。
- (2) 上記（1）の料金に係るキャッシュレス決済手数料の請求及び支払い方法は、下記のいずれかを標準とする。
 - ① 上記（1）に規定する納付金額から差し引くこと。
 - ② 対象月の翌月 10 日（土日祝日の場合はその前日）までに、受注者から発注者への適法な請求によること。
- (3) 受注者は、上記（1）及び（2）の金額の内訳及び算出方法を明示した資料を、上記（1）に規定する納付日又は上記（2）②に規定する請求日までに、発注者へ提出すること。ただし、POS レジ機能（アプリケーション）等により、同等の資料を発注者が任意に確認できる場合は省略することができる。

13. 契約代金の支払い

(1) キャッシュレス決済導入業務に係る経費

キャッシュレス決済導入業務完了後、発注者はキャッシュレス決済業務が運用可能なこと
検査し、検査に合格した場合、受注者は発注者に代金を請求することができる。

(2) キャッシュレス決済運用業務

発注者及び受注者の協議により別途行う契約等に定める。

14. 協議事項

本仕様書に定めのない事項、及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者の協議によ
り決定する。

キャッシュレス決済導入等業務仕様書 別表1

会計コード	品目コード	品目	キャッシュレス決済対応
1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	必須
1	2	人体火葬（12歳未満）（管内）	必須
1	3	人体火葬（死産児）（管内）	必須
1	4	改葬（管内）	必須
1	5	胞衣・人体の一部（管内）	必須
1	6	霊安室（管内）	必須
1	7	多目的室（管内）	必須
1	8	動物火葬（管内）	必須
1	9	人体火葬（12歳以上）（管外）	必須
1	10	人体火葬（12歳未満）（管外）	必須
1	11	人体火葬（死産児）（管外）	必須
1	12	改葬（管外）	必須
1	13	胞衣・人体の一部（管外）	必須
1	14	霊安室（管外）	必須
1	15	多目的室（管外）	必須
1	16	動物火葬（管外）	必須
2	1	霊園維持管理料	必須
2	2	永代使用料4.0m ² （管内）	任意
2	3	永代使用料3.2m ² （管内）	任意
2	4	永代使用料4.0m ² （管外）	任意
2	5	永代使用料3.2m ² （管外）	任意
2	6	合同埋蔵料（管内）	任意
2	7	個別収蔵料（管内）	任意
2	8	個別収蔵延長料（管内）	任意
2	9	記名板（管内）	任意
2	10	合同埋蔵料（管外）	任意
2	11	個別収蔵料（管外）	任意
2	12	個別収蔵延長料（管外）	任意
2	13	記名板（管外）	任意

キャッシュレス決済導入等業務仕様書 別表2

※各品目のうち、対応していない決済種別、決済ブランドは表示しない。

端末番号	場所	日時	会計コード	品目コード	品目	価格	決済種別	決済ブランド	数量	金額計
1	斎場事務室	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	3,000	現金	現金	10	30,000
1	斎場事務室	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	3,000	クレジット	VISA	5	15,000
1	斎場事務室	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	3,000	クレジット	MasterCard	3	9,000
1	斎場事務室	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	3,000	クレジット	JCB	2	6,000
1	斎場事務室	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	3,000	電子マネー	交通系マネー	3	9,000
1	斎場事務室	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	3,000	電子マネー	iD	2	6,000
1	斎場事務室	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	3,000	電子マネー	Edy	1	3,000
1	斎場事務室	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	3,000	二次元バーコード	メルペイ	3	9,000
1	斎場事務室	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	3,000	二次元バーコード	auPay	2	6,000
1	斎場事務室	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）（管内）	3,000	二次元バーコード	PayPay	1	3,000
1	斎場事務室	2025/4/1	1	2	人体火葬（12歳未満）（管内）	2,000	現金	現金	1	2,000
.
.
.
1	斎場事務室	2025/4/1	2	13	記念板（管外）	55,000	二次元バーコード	PayPay	2	110,000
2	斎場動物火葬	2025/4/1	1	1	人体火葬（12歳以上）管内	3,000	現金	現金	5	15,000
.
.
.
3	組合管理事務所	2025/4/1	2	13	記念板（管外）	55,000	二次元バーコード	PayPay	1	55,000

キャッシュレス決済導入等業務仕様書 別表3

品目	窓口における 領収額/年 (円)	キャッシュレス決済 想定利用率	キャッシュレス決済 想定額/年 (円)	年数	キャッシュレス決済 想定額 (合計) (円)
人体火葬 (12歳以上) (管内)	11,500,000	1%	115,000	5	575,000
動物火葬 (管内)	7,040,000	30%	2,112,000	5	10,560,000
人体火葬 (12歳以上) (管外)	21,000,000	1%	210,000	5	1,050,000
霊園維持管理料	1,386,000	30%	415,800	5	2,079,000
合計			2,852,800	5	14,264,000